

## 感染症届け出基準の改正

H26年5月12日から適用

感染症類	感染症	改正内容
二類	シフテリア	定義、届け出基準
	急性灰白髄炎	発生届けにワクチン接種歴の追加
四類	A型肝炎	発生届けにワクチン接種歴の追加
五類	ウイルス性肝炎(E,A型を除く)	発生届けにワクチン接種歴の追加
	先天性風しん症候群	母子手帳の記録、出生児の母年齢
	梅毒	届け出基準
	破傷風	発生届けにワクチン接種歴の追加
	風しん	24時間以内の保健所への報告
五類定点	マイコプラズマ肺炎	検査方法
	感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	検査方法

### 掲示場所

院内ポータル



マニュアル



感染管理室



II 感染症別対応



☆届け出基準

☆届け出様式

(全数)(定点)